

蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等の高齢者施設（以下「介護施設等」という。）における防災・減災対策に要する経費の全部又は一部を補助することにより、利用者の安全・安心を確保することを目的として、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（令和3年5月7日老発第0507第2号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）及び蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が交付する蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める事業であって、市長が必要と認めたものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表に定める事業者であって、補助事業を行う者として市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) この要綱の適用日前の事業に係る費用
- (2) 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、別表に定める事業の対象施設の区分に応じて、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める交付基準単価に同表に定める単位の数を乗じて得た額
- (2) 別表に定める対象経費の実支出額

- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額
（交付の申請）

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、市長が、補助事業の内容を考慮し、指定する期日までに添付書類を添えて提出しなければならない。

（決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知は、蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。ただし、急を要する事業として市長が認める場合を除く。
- (4) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、市長が定める期限までに、市に納付しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

取り壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定による取下げは、申請者が決定通知書の交付を受けた日から起算して7日以内に書面にて行わなければならない。ただし、従業者が自宅待機の必要がある等の合理的な理由により、市長が期限の延長を認める場合を除く。

（事業内容の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容等を変更（市長の認める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするときは、速やかに蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、蒲郡市地域介護・福

社空間整備等施設整備補助金実績報告書（第6号様式）により行うものとし、市長が、補助事業の内容を考慮し、指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業が行われなかったとき。
- (2) 補助事業の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第2条－第5条関係）

補助事業	対象事業者	交付基準単価	単位	対象経費
実施要綱 別表に規定する認知症高齢者グループホーム 等防災改修等支援事業	・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1－1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、知事又は市長が必要と認めた施設	7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		